

中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」の指定管理者募集要項

中土佐町障害者社会参加促進施設の設置及び管理に関する条例（平成20年中土佐町条例第9号。以下「設管条例」という。）第3条の規定に基づき管理運営を行う法人（以下「指定管理者」という。）の募集に関して、中土佐町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成18年中土佐町条例第68号。以下「条例」という。）の規定に基づき必要な事項を定め、中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」の指定管理者を次のとおり募集する。

- （1）名 称 中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」
- （2）所 在 地 中土佐町久礼6551番地1
- （3）設置目的等 障害者の社会復帰及び社会参加の促進に資するために、作業及び交流を図る
- （4）規 模 等 別紙中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」概要書による

2 管理の基準

- （1）営業日等 提案に基づき協議により決定する。

（2）施設の管理運営に関する基準

- ① 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。
- ② 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- ③ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取扱うこと。
- ④ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、個人情報 の適正な管理のために必要な措置を講じること。

3 指定管理者に行わせる管理の業務

業務の範囲及び管理の基準については、中土佐町障害者社会参加促進施設の設置及び管理に関する条例、中土佐町障害者社会参加促進施設の設置及び管理に関する条例施行規則及び指定管理者条例の定めるところによる。

4 利用料金に関する事項

（1）使用料

指定管理者が、町に支払う使用料は、無料とする。

（2）障害福祉サービス費等の報酬

高知県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）から支払われる障害福祉サービス費等の報酬は、指定管理者の責任において指定管理者自ら国保連に請求を行い、その報酬は国保連から指定管理者に直接振り込むものとし、振込みされた金額は指定管理者の収入とすることができるものとする。

（3）指定管理料

町は、前号に掲げる障害福祉サービス費等の報酬をもって、指定管理料とする。

5 指定管理者と町との責任分担

指定管理者と町との責任分担は、原則として次の表のとおりとする。ただし、表に定める事項に意義のある場合、又は定めのない事項については指定管理者と町が協議して定めることとする。

項 目		指定管理者	町
消防施設の維持・管理 防火管理者の選任 消防法に基づく法定点検		○	
施設	改修又は大規模修繕		○
	修繕	協議により定める	
	火災保険の加入		○
	建物損害保険の加入		○
事故・災害等による施設等の修繕		事案による	
施設利用者の被災に対する責任		事案による	

- ※1 指定管理者の故意又は過失、協定等に定められた管理を怠ったことによる毀損・消失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入、修繕を行うこととする。
- ※2 町が施設サービスの提供に支障がないと判断した場合、修繕を見合わせる場合がある。
- ※3 施設の修繕に関する責任分担については、町と指定管理者の協議により別途定める。

6 管理を行わせる期間（指定期間）

令和7年7月1日から令和10年3月31日まで

7 募集に関する事項

（1）募集から開業までのスケジュール

- ① 募集要項配布 令和7年4月8日（火）～令和7年4月30日（水）
- ② 申請受付 令和7年4月8日（火）～令和7年5月9日（金）
- ③ 選定審査委員会 令和7年5月15日（木）
- ④ 審査結果通知 令和7年5月15日（木）
- ⑤ 仮協定の締結 令和7年5月23日（金）までに
- ⑥ 議案書提出 令和7年5月29日（木）
- ⑦ 指定管理者指定 令和7年6月17日（火）
- ⑧ 協定の締結 令和7年6月17日（火）～6月20日（金）
- ⑨ 指定管理開始 令和7年7月1日（火）

（2）募集要項の配布

- ① 配布期間 令和7年4月8日（火）～令和7年4月30日（水）
- ② 配布方法 中土佐町ホームページに掲載

(3) 施設見学（希望する場合）及び質問事項の受付

- ① 受付期間 令和7年4月8日（火）～令和7年5月9日（金）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）
- ③ 受付方法 施設見学は電話又はFAXにて、質問事項は質問票（様式1）によりFAXにて受付
- ④ 受付場所 中土佐町役場健康福祉課
TEL：0889-52-2662
FAX：0889-52-2432

(4) 申請受付

- ① 受付期間 令和7年4月8日（火）～令和7年5月9日（金）
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）
- ③ 受付方法 受付場所に持参（郵送による申請受付は行わない）
- ④ 受付場所 中土佐町役場健康福祉課
所在地：中土佐町久礼6663番地1

8 申請に関する事項

(1) 申請資格 就労継続支援B型事業所の運営経験がある法人

(2) 申請の制限 次に該当する法人は、申請者となることはできない。

- ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条若しくは第180条の5第6項の規定に接触することとなる法人
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定により本町における一般競争入札の参加を制限される法人
- ③ 当該法人の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない法人
- ④ 国税又は地方税を滞納している法人
- ⑤ 申請書類提出期限の日において、県又は町の指名停止措置を受けている法人
- ⑥ その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

(3) 提出書類 応募書類は、正本1部、副本6部を提出すること。

- ① 中土佐町公の施設指定管理者指定申請書（様式2）
- ② 資格を有していることを証する書類
 - ア 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類（法人の登記事項証明書は正本1部のみを提出すること）
 - イ 前号に該当しない旨の申立書（様式3）
- ③ 管理業務に関する事業計画書及び収支計画書（様式4）
- ④ 申請団体の経営状況を説明する書類
 - ア 申請者の事業概要書（様式5）
 - イ 財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

(4) 費用の負担 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(5) 留意事項

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- ② 軽微な修正を除き、提出後の書類の変更及び追加は、原則受け付けられない。
- ③ 追加資料の提出を求められる場合がある。
- ④ 提出書類は、理由の如何に関わらず返却されない。
- ⑤ 申請者が申請を辞退するときは、必ず町長に辞退届を提出すること。

9 選定審査に関する事項

(1) 選定の方法

- ① 指定管理者の選定にあたっては、中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」指定管理者候補者選定審査委員会（以下、「選定審査委員会」という。）において、次号に掲げる選定基準に基づき、提出書類及び提案説明により審査し、適当と認められる申請者を指定管理者の候補として選定する。
- ② 申請者による提案説明は30分以内とし、提案説明に対して、選定審査委員会が質問する。提案説明の日時・場所については、各申請者に通知する。

(2) 選定の基準

- ① 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が確保されるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、障害者の社会復帰及び社会参加の促進に資するために、地域の関係機関等との連携に努め、良質なサービスを提供するものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- ④ 収支計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであり、施設の管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

(3) 評価項目

- ① 利用者の平等な利用の確保（確保されなければ失格）
- ② 公の施設の設置目的の効果的な達成
 - ・施設の設置目的を理解した管理（10点）
 - ・利用者の満足向上（10点）
 - ・利用者の意見を施設の管理運営に反映させるための意欲や創意工夫（10点）
 - ・地域、関係機関等との連携（10点）
- ③ 効率的な管理
 - ・収支計画の適切性及び実現性（10点）
 - ・経費縮減に向けた取り組みと実現性（10点）
- ④ 適正かつ確実な管理を行う能力
 - ・安定的な財政基盤と経営状況の健全性（10点）
 - ・技術的な基礎、経験や実績（10点）
 - ・安定的な人的基盤と適切な人員配置及び人材育成（10点）
 - ・個人情報の適切な管理、安全対策と危機管理体制（10点）

(4) 結果の通知 選定結果は、申請者に書面により速やかに通知する。

1 0 指定及び指定後の手続き

(1) 仮協定の締結

町は、選定審査委員会において指定管理者の候補として選定された者との協議成立後に仮協定を締結する。

(2) 指定管理者の指定

選定審査委員会において指定管理者の候補として選定された者について、地方自治法（昭和22年法律第67号。）第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定し、その旨を告示する。

(3) 協定の締結

議会の議決を経た後、指定管理者は、条例第9条の規定に基づき、施設の管理及び運営に関する業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、町との協議成立後に協定を締結しなければならない。

(4) 開業準備

指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(5) 事務・業務の引継ぎ

指定管理者等は、サービスの水準の維持を図るため、町と十分に協議の上、円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとし、随時、業務開始に向けて必要な業務の引継ぎ等を行う。また、町が必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、管理施設を視察することができるものとする。

1 1 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

(1) 指定の辞退

指定管理者等が指定を辞退するときは、必ず町長に辞退届を提出すること。

(2) 指定の取消し

指定管理者等が、指定開始日までに、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補としての決定又は指定管理者の指定を取消すこととする。取消しとなった場合には、選定審査委員会において第2位に決定した申請者を指定管理者の候補として選定することとする（第2位の申請者について、同様の事態が生じた場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取扱うこととする）。

- ① 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ② 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

1 2 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに町に報告すること。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、町は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかったときには、町は指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) 指定管理者が町の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、指定を取り消すことができる。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者の指定を取り消され、町に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなる。
- (5) 不可抗力その他町又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、町と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否について協議することとする。

1 3 添付資料

- (1) 質問票（様式1）
- (2) 中土佐町公の施設指定管理者指定申請書（様式2）
- (3) 中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」の指定管理者募集要項8(2)に該当しない旨の申立書（様式3）
- (4) 管理業務に関する事業計画書及び収支計画書（様式4）
- (5) 事業概要書（様式5）
- (6) 中土佐町障害者社会参加促進施設「鯉乃國の萬屋」概要書（別紙①）